

○地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会運営要綱

令和8年6月25日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会条例（平成21年山武市条例第21号）に規定する地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第3条 会議録は、会議の公開又は非公開にかかわらず、作成するものとする。

(会議録の公開)

第4条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とするときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第5条 会議は、傍聴することができる。ただし、非公開とするときは、この限りでない。

- 2 傍聴人の定員は、原則30人とする。
- 3 傍聴しようとする者の数が定員を超えるときは、傍聴人を受付順に決定するものとする。
- 4 傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付名簿（別記様式）に記載し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。
- 5 傍聴人は、会場の秩序を乱し、他の傍聴人の迷惑になり、又は会議の妨害になるような行為はしてはならない。
- 6 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
- 7 傍聴人が、前2項の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、又は退場を命じることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

